

消防危第 74 号
平成 7 年 7 月 26 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

「地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書交付について」の一部改正について(通知)

地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書交付については、「地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書交付について」(平成 4 年 3 月 18 日付け消防危第 25 号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達。以下「25 号通達」という。)に基づき運用しているところである。

今般、地価税法施行規則の一部を改正する省令(平成 7 年大蔵省令第 32 号)が平成 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、「25 号通達」中「(別添)地価税の課税の特例措置の適用についての証明書交付に関する事務取扱要領(消防法関係。)以下「取扱要領」という。」の一部を別紙のとおり改正することとしたので、今後、地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書交付に際しては、この通達により運用されるようお願いする。

なお、貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村にもこの旨連絡のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

1 改正後の「取扱要領」中、「3 証明申請の手続き(1) 証明申請」の規定にかかわらず、給油取扱所(不特定多数の者にメタノール等(メタノール又はこれを含有するものをいう。)のみ又は軽油及びメタノール等のみを給油するものに限る)並びに電気自動車に充電を行う設備に関する証明のうち平成 7 年 1 月 1 日に係る証明については、以下のとおりとする。

証明を受けようとする者は、平成 7 年 9 月 14 日までに、別紙 1 の証明申請書を消防法第 11 条第 1 項の許可に係る市町村長等に提出するものであること。

ただし、地価税法施行規則の一部を改正する省令施行の際(平成 7 年 4 月 1 日)現に同条同項の許可を受け、又は許可申請をしている者にあつては、当該施設等の変更許可の申請を行う際に、併せて提出すれば足りるものであること。

なお、前記ただし書きに該当する者であつて課税の特例の適応を受けようとする者は、当該施設等の許可書の余白に特例対象面積を補完的に自ら記入し、その算定の基礎となる 8 に準じた図面等を添付しておくこと

2 改正後の「取扱要領」中、「3 証明申請の手続 (2) 証明書交付」の規定にかかわ

らず、給油取扱所(不特定多数の者にメタノール等(メタノール又はこれを含有するものをいう。)のみ又は軽油及びメタノール等のみを給油するものに限る)並びに電気自動車に充電を行う設備に関する証明のうち平成7年1月1日に係る証明については、以下のとおりとする。

証明を申請している土地等が、2の土地等に該当する場合には、市町村長等は、当該申請書の下段に必要事項を記入し、証明を行うものであること。

当該証明書の交付は、原則として、平成7年9月30日までに行うものであること。

別紙 略